

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月17日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 前 田 秀 明

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県警察学校及び機動隊給食業務委託
- (2) 委託業務の内容及び場所 入札説明書のとおり
- (3) 委託期間 令和5年4月1日から令和7年9月30日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 過去5年間に本委託業務と同種の契約を締結し、これを適正に履行している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札説明書に規定する書類を、令和5年2月8日（水）午後5時までに、4の(1)の場所へ持参し、又は郵送しなければならない。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

佐賀県警察本部警務部会計課出納係

郵便番号 840-8540

佐賀市松原一丁目1番16号

電話番号 0952-24-1111

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和5年1月17日（火）から同年2月8日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和5年2月28日(火) 午前10時

イ 場所 佐賀県警察本部本館1階 入札室

(4) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税義務者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 最低制限価格制度

この契約は、最低制限価格制度を適用する。

ウ 落札者の決定方法

(ア) 入札書比較最低制限価格(最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額)を下回る申込みをした者がいるときは、その者を失格とする。

(イ) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格に110分の100を乗じて得た額及び入札書比較最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者を落札者とする。

(ウ) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(エ) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

エ 落札者がない場合

落札者がない場合は、再度入札を行う。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）の規定により納付すること。ただし、規則第103条第3項第1号又は第3号の規定のいずれかに該当するときは免除する。

イ 現金の納付に代えて、規則第104条第1項の規定により、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権
証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(2) 契約保証金

ア 規則の規定により納付すること。ただし、規則第 115 条第 3 項第 1 号
又は第 4 号の規定のいずれかに該当するときは免除する。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定により、(1)のイに
掲げる価値の担保を供することができる。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名等について誤脱又は判読不可能なものを提出した
者
- (4) 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- (5) 1人で2以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のないもの
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

7 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日
本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) この契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を
定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約であ

る。

8 Summary

- (1) The contract name: The food service operation for Police Academy and Riot Police.
- (2) Fulfillment period: From April 1, 2023 through September 30, 2025.
- (3) Date and time for the bid: 10:00 AM, February 28, 2023.
- (4) A contact point for the notice: Finance Section, Police Administration Department, Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan;
Tel. 0952-24-1111